

申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署:市民生活部市民参加推進課(庄和コミュニティセンター) 014

<p>処 分 名</p>	<p>庄和コミュニティセンターの使用の許可</p>
<p>処 分 の 概 要</p>	<p>庄和コミュニティセンターの施設を使用しようとするときは、市長の許可を受ける必要があります。許可内容を変更009・制限する場合も同様。</p>
<p>根拠条例等・条項</p>	<p>春日部市庄和コミュニティセンター条例（平成17年条例第26号）第4条 春日部市庄和コミュニティセンター施行規則（平成17年規則第11号）第3条 春日部市公共施設の暴力団等排除に関する条例(平成19年条例第52号)第3条</p>
<p>審 査 基 準</p>	<p>◎次の(1)から(5)のいずれかに該当した場合、庄和コミュニティセンターの使用の許可等がされません。また、使用を許可するにあたって管理上必要があるときは、使用について条件を付することがあります。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認められるとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・騒音、振動、臭気等を発生させる使用で、これに対する対策が不十分な場合等、使用者や近隣住民等に不快感を与え、若しくは、生命、身体、財産に危険が及ぶおそれがある活動等の場合 <p>(2) 建物及び附帯設備を破損するおそれがあるとき。</p> <p>(3) 営利を目的とした催し等を行うおそれがあるとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目的を問わず、収益事業を営む法人（人格のない社団を含む）・商人・営利法人（会社）が使用する場合 ・手工芸、舞踏、茶道、華道・生花、絵画やスポーツ・レクリエーション、その他の学習（習い事や技芸等）の先生や私塾の経営者の方が、収益（稽古や練習、作品づくり）や宣伝（生徒集め等）を目的に使用する場合 ・公共・公益法人、協同組合等が収益事業の場として使用する場合 ・商品（販売できる物品・物資を含む）・サービスの販売・宣伝及び会社・商店・私塾・収益事業の宣伝を目的とする場合。 <p>(4) センターの管理上支障があると認められるとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入館者数が施設の収容能力を超過することが予想される等、消防法上危険な場合 ・施設を著しく汚損させるおそれや衛生上支障がある場合 ・点検・補修等、施設の維持に係る作業を要する場合 など <p>(5) その他センターの設置目的に反すると認められるとき</p>

標準処理期間	1日
設定年月日	平成17年10月1日条例第26号（最終改正：平成30年4月1日）
申請時期	センターを使用しようとする者は、使用する日が属する月の2か月前の月の15日から使用する日までの規定による抽選の第1回目の当選者にあつては、使用する月の3か月前の月の15日から28日の間、第2回目の当選者にあつては、使用する日が属する月の2か月前の月の15日から28日までの間）に受け付けるものとする。ただし、市長が必要と認めたときは、この限りでない。
申請方法	1階施設の窓口へ提出
備考	公共施設予約システムにより、使用の予約をすることができます。
根拠条例及び関係例規等の抜粋	<p>■春日部市庄和コミュニティセンター条例 （使用の許可及び制限）</p> <p>第4条 センターを使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 前項の許可は、その使用が次の各号のいずれかに該当するときは、これを許可しない。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2) 建物又は附帯設備を破損するおそれがあるとき。</p> <p>(3) 営利を目的とした催し等を行うおそれがあるとき。</p> <p>(4) センターの管理上支障があると認められるとき。</p> <p>(5) その他センターの設置目的に反すると認められるとき。</p> <p>3 市長は、使用を許可するに当たって管理上必要があるときは、使用について条件を付することができる。</p> <p>■春日部市公共施設の暴力団等排除に関する条例 （使用の制限）</p> <p>第3条 公共施設の管理者（以下「管理者」という。）は、当該公共施設の使用について別に定めるもののほか、その使用が暴力団等の利益になると認められるときは、当該公共施設の使用を許可しない。</p> <p>2 管理者は、既に公共施設の使用の許可をしている場合においても、その使用が暴力団等の利益になると認められたときは、当該使用の許可を取り消し、又は使用を中止させることができる。この場合において、当該使用者に損害が生ずることがあっても、管理者は、その賠償の責めを負わない。</p>